

議案第26号

みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年 6月 4日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行等に伴い、みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年みやき町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務

(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（町の責務）

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

別表第1及び別表第2中「第3条」を「第4条」に改める。

別表第3中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条及び第4条の規定は、令和6年5月27日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前のみやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条の規定によりされた事務は、改正後のみやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条の規定によりされた事務とみなす。

みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (個人番号の利用) <u>第3条 (略)</u> 2 (略) 3 みやき町の機関は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u> <u>(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u> <u>(町の責務)</u> <u>第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</u> (個人番号の利用) <u>第4条 (略)</u> 2 (略) 3 みやき町の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

改 正 前	改 正 後
4 (略) (特定個人情報の提供) <u>第4条</u> (略) 2 (略) (委任) <u>第5条</u> (略) 別表第1 (<u>第3条</u>関係) (略) 別表第2 (<u>第3条</u>関係) (略) 別表第3 (<u>第4条</u>関係) (略)	4 (略) (特定個人情報の提供) <u>第5条</u> (略) 2 (略) (委任) <u>第6条</u> (略) 別表第1 (<u>第4条</u>関係) (略) 別表第2 (<u>第4条</u>関係) (略) 別表第3 (<u>第5条</u>関係) (略)